

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 介護管理給付係

議案名

議案第 28 号 桐生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例中の文言整理を行おうとするものです。

概要

規則が改正されたことにより生じた適用条項のずれの修正を行います。

※ 本改正は、規則改正に伴う号ずれの修正であり、条例の内容に変更はありません。

(施行期日：令和7年4月1日)

背景・経過

平成27年4月の介護保険法の一部改正により、議案第27号同様に、本条例を制定しました。

介護予防支援事業所が指定介護予防支援の業務を一部委託する際に諮る「地域包括支援センター運営協議会」について、介護保険法施行規則に定義規定が置かれているところ、令和6年3月29日規則改正が行われ、当該定義規定の号が移動したことに伴い、改正するものです。